

自転車向け保険

Joy-e^{ジョイエ} 傷害保険 自転車向けプラン



日新火災

積立普通傷害保険・積立家族傷害保険

'15年5月新設

高額賠償

への備えは
大丈夫ですか？



自転車事故を起こした小5児童の母親に

約**9,500**万円の賠償命令

(神戸地方裁判所 平成 25 年 7 月 4 日判決)

安心の
示談交渉サービス付き

日常生活における賠償事故

最大**2億円**まで

補償のプランもご用意！



保険料は

月々**3,000**円～



掛捨てじゃない

3年後に**5万円**が
戻ってくる！



*ジョイエ傷害保険自転車向けプランはペットネームです。正式名称は、個人型：積立普通傷害保険、夫婦型：家族型：積立家族傷害保険です。

1 日常生活における賠償事故を最大**2億円**まで補償

示談交渉
サービス 付き
(国内で起きた事故のみ)

自転車による事故



自転車事故の加害者が
1億円近い
損害賠償責任を
負う事例も!

事例① 賠償金額 **9,521万円**

小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車
で走行中、歩行中の女性(62歳)と正面衝
突。女性は頭蓋骨を骨折し、意識が戻ら
ない状態となった。
(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

事例② 賠償金額 **9,266万円**

高校生が昼間、歩道から車道を斜めに横
断し、対向車線を自転車で直進してきた
会社員(24歳)と衝突。会社員に重大な障
害(言語機能の喪失など)が残った。
(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)

日常生活における偶然な事故



散歩中、犬が通行人を
噛んでケガをさせてしまった。



洗濯機のホースから漏水し、下の階の
天井クロスや壁紙を汚損させてしまった。

*損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

2 日常生活におけるケガを**24時間**補償します!

交通事故によるケガは**倍額補償!**

自転車による交通事故

スピードが出ていると
大ケガをすることも!



自転車で帰宅の際、自宅の前の縁石に
前輪がぶつかり転倒。骨折してしまった。

交通事故



横断歩道を渡っている途中、
自動車に衝突され骨折した。

日常生活における偶然な事故



スキー中に転倒し、
捻挫してしまった。



自宅でお子さまが
段差につまづき
ケガをした。

3 うれしい**満期返れい金** 3年後の満期時に戻ってきます!

満期返れい金 **50,000円**



被保険者の範囲

ご契約の型式

ご本人

配偶者

ご本人または配偶者と生計を共にする
同居の親族^(注1)・別居の未婚^(注2)のお子さま

個人型

○

×

×

夫婦型

○

○

×

家族型

○

○

○

全型式共通 賠償責任

○

○

○

(注1) 親族とは6親等以内の血族および
3親等以内の姻族をいいます。

(注2) 未婚とはこれまでに婚姻歴がない
ことをいいます。

*「被保険者」とは、補償の対象となる方
をいいます。以下同様とします。

Joy-e傷害保険 自転車向けプラン

<積立普通・家族傷害保険>

保険期間 **3年**

職種級別 **A級**

保険料 **月払**

被保険者
本人の年齢 **64歳以下**

個人型

個人型		JX1		JX2			
型式名							
賠償責任		1億円		2億円			
本人	死亡・後遺障害	481万円	交通事 故は 2倍	962万円	494万円	交通事 故は 2倍	988万円
	入院日額	3,500円		7,000円	4,000円		8,000円
	通院日額	1,000円		2,000円	1,300円		2,600円
満期返れい金		50,000円		50,000円			
1回分保険料		3,000円		3,200円			

夫婦型

大端型		JX3		JX4	
型式名					
賠償責任		1億円		2億円	
本人	死亡・後遺障害	186万円	372万円	240万円	480万円
	入院日額	2,000円	4,000円	3,000円	6,000円
	通院日額	800円	1,600円	1,000円	2,000円
配偶者	死亡・後遺障害	186万円	372万円	240万円	480万円
	入院日額	2,000円	4,000円	3,000円	6,000円
	通院日額	800円	1,600円	1,000円	2,000円
満期返れい金		50,000円		50,000円	
1回分保険料		3,000円		3,500円	

家族型

家族型		JX5			JX6		
型式名							
賠償責任		1億円			2億円		
本人	死亡・後遺障害	180万円		360万円	200万円		400万円
	入院日額	1,200円		2,400円	1,500円		3,000円
	通院日額	500円		1,000円	700円		1,400円
配偶者	死亡・後遺障害	180万円		360万円	200万円		400万円
	入院日額	1,200円		2,400円	1,500円		3,000円
	通院日額	500円		1,000円	700円		1,400円
親族	死亡・後遺障害	135万円		270万円	151万円		302万円
	入院日額	1,200円		2,400円	1,500円		3,000円
	通院日額	500円		1,000円	700円		1,400円
満期返れい金		50,000円			50,000円		
1回分保険料		3,500円			4,000円		

※「交通傷害危険による保険金2倍支払特約」、「保険契約の自動継続に関する特約(A)」、「賠償責任危険補償特約」、および「賠償事故の解決に関する特約」がセットされます。

賠償責任に関する
補償の重複について

ご契約にあたっては、賠償責任に関する補償内容が同様の保険契約（ジョイエ傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

（注）職種級別がB級の方、および団体扱・集団扱での契約をご希望の方のお引受けにつきましては、弊社代理店または弊社までご照会ください。

職種
級別

A級 右記B級以外のご職業
（レーザー、猛獣取扱者等^(注)は除きます。）

B級 農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者
（助手を含みます。）、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者

（注）当ご職業のお引受けにつきましては、弊社代理店または弊社までご照会ください。

保険金をお支払いする場合

傷害保険金

死亡保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	●死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して、各保険年度ごとに保険金額が限度となります。
後遺障害保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	
入院保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、180日を限度に、【入院保険金日額×入院日数】をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍 ②①以外の手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。	
通院保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、90日を限度に、【通院保険金日額×通院日数】をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。	

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、フリークライミング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間の事故
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒など

交通傷害危険による保険金2倍支払特約

＜死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金の対象となります。＞
被保険者が次のような事故によって被ったケガに対して、上記の各保険金は2倍の額をお支払いします。

- 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- 交通乗用具に乗っている間の事故
- 駅などの改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- 交通乗用具の火災

●「交通乗用具」とは、自動車、電車、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)。以下同様とします。

- 職務として交通乗用具への荷物等の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等の整理作業に従事中にその作業に直接起因する事故
 - 職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中にその作業に直接起因する事故
- など

特約

賠償責任危険補償特約

国内・国外において、次の①、②の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。
また、損害の発生または拡大を防止するために要した費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用などもお支払いできる場合があります。

- ①ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

●事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

●国内で起きた事故のみ示談交渉サービスを行います。

- 故意による損害賠償責任
 - 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害賠償責任
 - 心神喪失に起因する損害賠償責任
 - 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
 - 同居の親族に対する損害賠償責任
 - 他人から借りたり預かったりした物に関し生じた損害賠償責任
 - 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- など

※このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社にご照会ください。

※この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

※ご契約時およびご契約後に特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、必ずご確認ください。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(団体扱・集団扱を除きます。)。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。

※法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424[9:00～17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。